

## 〈研究ノート〉

# ドイツにおけるベトナム人の社会関係資本

－カリン・ヴァイス／マイク・デニス（編）

『ニッチでの成果？－DDRと東ドイツにおけるベトナム人』を読む－

村上 俊介\*

### はじめに

ドイツにおける外国人労働者というと、われわれがまず思い浮かべるのは「ガストアルバイター」だ。これはドイツの東西分裂期の西ドイツにおけるカテゴリーである。しかし、実は旧東ドイツ（DDR＝ドイツ民主共和国）にも多様な外国人労働者がいた。1970年代以降、国家間協定による契約労働者として主に社会主義圏からやってきた人たちである。はじめはハンガリー（1967）から、そしてポーランド（1971年以降）、アルジェリア（1974～1984）、キューバ（1978年以降）、モザンビーク（1979年以降）、そしてアンゴラ（1985年以降）が続いた。ベトナム人は1980年の協定により、ベルリンの壁が崩壊する1989年まで続々と契約労働者がDDRに入国してきた。その数およそ59,000人。契約労働者の中で最大のグループである。この事実を知る者は少ないだろう。

彼らは滞在していたドイツ民主共和国の突然の体制崩壊によって、職を失い、かつ滞在身分が宙に浮くという状況の中に投げ出された。その時、帰国しなかった者たちは、エスニックなネットワークによって生存を確保し、さらにそのネットワークによって現在までに生業を得てきた。また同時に、ドイツ人も加わったアソシエーションが彼らのドイツ社会への統合を手助けしている。本稿は、「社会関係資本」の一形態を考察するための一助として、この特殊な一事例に目を向けたい。

近年、DDRにおける彼らの存在が振り返られるようになった。2009年3月24日から7月9日までポツダムで展覧会「労働力として歓迎－DDRのベトナム人契約労働者」が、政治教育のためのブランデンブルグ州センター、同州外国人問題委員、ポツダム・ソン・ホン協会共催で開かれ、この展覧会は2011年までエルフルト、ケムニッツなどドイツ東部諸都市を巡回した。さらにこの問題に関する著書も出てきた（Almut Zwengel (Hg.), “Die ‘Gastarbeiter’ der DDR, Politischer Kontext und Lebenswelt”, Lit

---

\* 専修大学社会関係資本研究センター研究員・経済学部教授

Verlag, Berlin, 2011. Kristin Mundt, "Vom Delegierten der sozialistischen Moderne zum gläubigen Zuwanderer?, Religiöser Wandel vietnamesischer Migranten in der DDR und Ostdeutschland", Lit Verlag, Berlin, 2012.)。

ここに紹介する、カリン・ヴァイス／マイク・デニス（編）『ニッチでの成果？－DDRと東ドイツにおけるベトナム人』（Karin Weiss/Mike Dennis (Hrsg.), "Erfolg in der Nische? - Die Vietnamesen in der DDR und in Ostdeutschland", Lit Verlag, Münster, 2005）は、そのさきがけになるもので、副題にあるとおり、DDRと統一後の東ドイツ（ドイツ東部諸州）におけるベトナム人の実情を論じたものである。タイトルの「Nische（隙間）」とは、様々に解釈しうる。DDRとベトナムの歴史における隙間、DDRとその体制転換期の隙間、そして現代ドイツ社会の隙間、ドイツにおけるベトナム人はそこで生きてきたし、いま生きている。この書は9人の筆者による11本の論文によって成り立っており、目次は以下の通りである。

- ・ Mike Dennis, Eva Kolinsky und Karin Weiss : Erfolg in der Nische?-Die vietnamesischen Vertragsarbeiter in der DDR und in Ostdeutschland- (ニッチでの成果？－DDRと東ドイツにおけるベトナム人契約労働者たち)
- ・ Mike Dennis : Die vietnamesischen Vertragsarbeiter und Vertragsarbeiterinnen in der DDR, 1980-1989. (1980-1989年、DDRにおけるベトナム人契約労働者たち)
- ・ Damian Mac Con Uladh : Die Alltagserfahrungen ausländischer Vertragsarbeiter in der DDR : Vietnamesen, Kubaner, Mozambikaner, Ungarn und andere. (DDRにおける外国人契約労働者の日常経験：ベトナム人、キューバ人、モザンビーク人、ハンガリー人など)
- ・ Almuth Berger : Nach der Wende : Die Bleiberechtsregelung und der Übergang in das vereinte Deutschland. (体制転換後：滞在権規程と統一ドイツへの移行)
- ・ Karin Weiss : Nach der Wende : Vietnamesische Vertragsarbeiter und Vertragsarbeiterinnen in Ostdeutschland heute. (体制転換後：東ドイツにおけるベトナム人契約労働者の現在)
- ・ Eva Kolinsky : "Paradies Deutschland" - Migrationserwartungen und Migrationserfahrungen ehemaliger Vertragsarbeiter und Vertragsarbeiterinnen aus Vietnam. ("パラダイス・ドイツ"－ベトナムから来たかつての契約労働者の期待と経験)
- ・ Dao Minh Quang : Wirtschaftliche Strukturen in der Gruppe der ehemaligen Vertragsarbeiter/innen in Deutschland. (ドイツにおけるかつての契約労働者グループの経済的構造)
- ・ Phuong Kollath : Der Verein Dien Hong - Selbsthilfe und Integrationsarbeit in Rostock. (ディエン・ホン協会－ロストックにおける自己救済と統合活動)
- ・ Karin Weiss : Strukturen der Selbsthilfe im ethnischen Netzwerk. (エスニック・

ネットワークにおける自己救済の構造)

- ・Eva Kolinsky : Das Ende der Unberatenheit - Ausländerbeauftragte in Ostdeutschland. (助言なしの状態の終わり－東ドイツにおける外国人問題委員)
- ・Hai Bluhm : Der Frauenverein Song Hong in Potsdam. (ポツダムの女性協会ソン・ホン)

本書は、イギリスのウルヴァーハンプトン大学とポツダム専門大学による共同調査研究プロジェクトの産物であり、編者のマイク・デニス(ドイツ現代史)はウルヴァーハンプトン大学(ドイツ現代史)に所属し、カリン・ヴァイスは本書公刊時はポツダム専門大学(社会教育学)に所属していた。マイク・デニスによると「このプロジェクトは、1980年から現在までの契約労働者の経験に重点を置き、さらに文書資料と自伝的なインタビューおよび専門家の質問の分析に基づいて、DDRにベトナムの契約労働者がどのように入ってきたか、DDRで彼らの生活がどのように形成されてきたかを明らかにすること、これをめざした」(S.9)ものである。

序文に上記2人と共に名を連ねているエヴァ・コリンスキーもウルヴァーハンプトン大学(ドイツ現代史)所属である。著者8人のうち、3人がイギリス側から、5人がドイツ側から寄稿しているが、そのうち、ドイツ側の3人がベトナム出自であり、2人がもともとドイツ人である。ベトナム出自の3人のうち2人は元契約労働者の通訳の経歴を持ち、もう1人は現在ロストックのベトナム人団体ディエン・ホン協会の代表をしている。2人のドイツ人のうちの1人アルムート・ベルガーは1991年からブランデンブルク州の外国人問題委員を長らく続けており、本書の公刊時2005年にも彼女ははまだその職にとどまっていた。そしてもう1人のカリン・ヴァイスは2007年にベルガーの後継者として同州の(外国人)統合問題委員となった。その後彼女は2012年から現在に至るまでラインラント・プファルツ州の(外国人)統合・移民問題部署の責任者になっている。

「社会関係資本」の視角からすると、エスニック・ネットワークを取り扱ったカリン・ヴァイス第二論文、あるいはドイツ人とのベトナム人によるアソシエーションを取り扱ったアルムート・ベルガー、エヴァ・コリンスキー、フォン・コラート論文がとりわけ重要である。しかし、それらのネットワークやアソシエーションの成立・役割の背景と社会的文脈を知るためには、どの論文も欠かせない。それゆえ以下、各論文の概要をそれぞれ紹介する。なお便宜上、小題を立てているが、それは私自身によるものである。

#### DDRにおけるベトナム人契約労働者

この研究プロジェクトの主要な研究者マイク・デニス、エヴァ・コリンスキー、カリン・ヴァイスの名を連ねた序文「ニッチでの成果?－DDRと東ドイツにおけるベトナム人契約労働者たち」は、かつてDDRに契約労働者という名の外国人労働者がお

り、その中で最大グループがベトナム人であったという事実をまず提示する。

「ヨーロッパ外の国からの契約労働者は、1970年代の中頃以来、DDRにおいて労働力不足が生産における大きな隘路になったとき、DDRと、例えばベトナム、キューバ、アルジェリア、アンゴラ、モザンビーク間での国家協定の枠内で、受け入れられたのだった。体制転換期に至るまで、ベトナムからは契約労働者の相対的に大きなグループが、DDRにやってくる。1989年12月には90,000人の契約労働者がDDRに滞在しており、そのうち約60,000人がベトナム人だった。不正確な統計的カテゴリーゆえに、現在も事実上BRD（ドイツ連邦共和国）に滞在している（あるいは再び滞在している）人たちの数については、おおよその情報しかない。専門家の評価によると、結果として新連邦諸州（旧東ドイツ地域…筆者）には、今のところ15,000から20,000人の、かつてのベトナム人契約労働者とその家族が生活している。そしてその大部分がベルリン＝ブランデンブルクの地域にいる。そのほかの中心地は、マグデブルク、ロストック、ライプツィヒである」（S.8）。

この事実は、ほとんど知られていない。編者たちはそれゆえ、この書の目的を次のように定める。「DDRにおけるかつてのベトナム契約労働者の歴史について、あるいはドイツのうち社会主義の地域における彼らの生活、また転換期の生き残りの歴史、あるいは新たに統一されたドイツへの彼らの統合、こうしたものに取り組む。その場合、ドイツ東部における非ドイツ人マイノリティの生活は、DDRの時代、転換期の時期、そして今日の統一ドイツの時代の3つの時期を通じて、いかに変化したのか、そして包摂的なinkludierend市民社会の、どのような統合プロセスとコンセプトが今日のドイツ東部において確定されるか、こうした問いに取り組む」（S.7）。

この取り組みを資料とインタビューの二側面から実施している。第一に資料に依拠する場合、「マイク・デニス」はDDR時代の文書館資料と文書に、特に傾注した。特に、メルセブルクのザクセン＝アンハルト州文書館の資料、かつてのシュタージ（旧東独国家保安省…筆者）の書類のための連邦委託機関（中央アルヒーフ、外部アルヒーフ）の資料が参照された。これらの資料によって、DDRのすべての部分における契約労働者の生活状態、とりわけ地域分布、労働配置、職業的な資格、住居条件、社会的活動、ドイツ住民の反応などへ視線を向けることができた。これらの文書館の数え切れない書類によって、SED（ドイツ社会主義統一党…筆者）政治の再構成と分析、DDRにおける最も重要な国家機関の、外国人労働力の配置に対する見方が可能になった」（S.9）。

第二に「エヴァ・コリンスキーとカリン・ヴァイス」は2002年の夏から2004年の初頭にかけて、合計で50人に及ぶ、かつての契約労働者へのインタビューのほか、外国人エージェントや組織、自助協会の代表者たち、あるいはその他の専門家たちとの専門的対面調査を、ベルリン、ブランデンブルク、ザクセン、ザクセン＝アンハルト、メクレンブルク＝フォーポムメルンで行なった。それに加え、この研究のためにLan Doの実施したベトナム語での自伝的インタビューがある。このインタビューから、個々

の移民の歴史を再構成できる。すなわち彼らのあらゆる混乱、負担、問題、そしてまたチャンスの中に、転換期と転換期の後の展開が描かれるのであり、異なった時期を通じて、公的な機関と当局の態度もまた描かれる」(S.9)。序文では、本書掲載論文の要約が記されているが、ここでは省略する。

マイク・デニスの第一論文「1980-1989年、DDRにおけるベトナム人契約労働者たち」は、1980年4月にDDRとベトナムとの間で結ばれた国家協定以来、1987年の再協定を経て1989年に至るまでの契約労働者の概要を論じたものであり、本書の総論的な位置を占めている。

彼によれば「1980年から1989年までの間、DDRにおけるベトナム人契約労働者の数は、1,534人から59,000人に増えた。この数字の上昇は規則的なものではない。最初の段階の1980年から1986年までは約12,000人の就業者が生まれたが、主要には1980年から1982年の間のことだった。第二段階の1987年から1989年にはその前の7年間に比べて5倍もの労働力がDDRに送りこまれた。女性就業者の比率は37%であり、結婚している女性の比率は60%だった。ほとんどのベトナム人は(85%)工場労働者であり、そのうち50%が軽工業、50%が様々な機械工業で働いた」(S.15)。彼はフリードリヒ・エーベルト財団研究所の資料を元に1980年～90年までにドイツにやってきたベトナム人契約労働者数を挙げている。それを見ると、1980年から82年までの3年間に約1万人、それから数年は毎年1,000人を超えることはないが、再協定時の1987年から激増し、89年までの3年間でおよそ6万人が入国し、10年間の合計では71,965人となっている。国家間協定で生まれたベトナム人契約労働者はDDR体制崩壊の直前に外国人労働者の最大グループとなったのである。

次にマイク・デニスは契約労働者を派遣するベトナム側と、彼らを受け入れるDDR側の双方の利害を振り返る。まずベトナム側の事情である。1975年ベトナム戦争はベトナムの勝利によって終わった。しかしそれからのベトナムは苦難の連続であった。マイク・デニスは、第一に、1970年代後半の終戦時の南ベトナム諸都市の膨れあがった失業者(300万人)、そして南ベトナムを北の社会主義体制に一気に組み込むことによって生じた1978-79年の「ポート・ピープル」、さらにカンボジア、中国との戦争といった、統一直後の一息つく暇もない動乱状態、第二に、1980年代に入っても、連続する自然災害(台風)と凶作、1986年のドイ・モイ政策直後のハイパー・インフレ、こうした状況下での生活資料の不足や、対外負債の増大によるベトナム経済の苦境を列挙する。そしてもう一つ、それはベトナム戦争が終わったことによる、北ベトナムにおける失業者増大と戦争未亡人問題である。実際、契約労働者として推薦される場合、退役兵士と戦争未亡人が優先された。

翻ってDDR側の事情はどうであったか。公式的な「社会主義兄弟国ベトナムの支援」といううたい文句の背景には、決定的な労働力不足があった。それは中央指令型経済運営の非効率による合理化・生産性の停滞にもかかわらず、1970年代終わりから

80年代にかけて、資本主義国への輸出増大を計ったことによる。しかし、ここではその実情がどのようなものであったのか、マイク・デニスによるデータの裏付けはない。

いずれにせよ、こうしたDDR、ベトナム双方の利害によって1980年から「契約労働者」の派遣がなされたのだが、その「契約」の内容はどのようなものであったのか。マイク・デニスによると、「協定は、5年間有効で、労働契約は1987年の改正までは、通常4年間に限定されていた。改正は年次報告書に記載されている。年齢制限は、若い労働力がもっとも生産的だろうということが仮定されていた。望ましい年齢は、技能労働者の場合、18歳から35歳までで、専門学校・大学メンバーは40歳までだった。DDRへの滞在は、ベトナム当局の側からの選抜と「委任」によって決まる。家族は労働力としてDDRに共に組み込まれることは許されない。例外的事情でのみ、協約の基礎の上で夫婦が働くことができた。しかし一緒に住む権利はなかった。ベトナム人契約労働者には、滞在一日につき4DDRマルクの業績給的な単身赴任手当（leistungsbezogenes Trennungsgeld）が与えられ、ドイツ人労働力と同じ労働保険・社会保険が適用された。行きと帰りの旅費はDDR企業が支払った。ベトナム人たちは、彼らの滞在中、家族の不幸などの場合を除き、一度ベトナムで有給休暇を過ごすことができた。その場合は契約労働者は費用を半分払わなければならなかった。他の社会主義国への旅行には、DDRのベトナム大使館の許可と、その国の旅行ビザが必要とされた」（S.20）。

さらに契約労働者にとって重要なのは、ベトナム本国の家族への送金や物品送付である。その規程によると、「ベトナム人の賃金支払いは、DDRの通常の労働法の規定による。労賃の等級付けは、資格、その時々の変替制勤務システム、ノルマ達成具合などによる。例えば、キューバ人と同様、ベトナム人は、月350DDRマルクを超える純所得の60%までをベトナム共和国に送金することが許されていた。しかしDDRマルクのベトナム通貨への交換によって損失が発生するので、ベトナム人たちは家庭用品、衣類、電器製品などを故国へ送るのを好んだ。どの契約労働者も、年に12回100DDRマルク相当内の小包をベトナムに送ることが許され、年に6回、相当額の制限無しで無税の郵便物を、そして彼らの滞在の最後には、縦横高さの合計が最大2メートルの木箱で最大重量1000kgを携行してもよかった。さらに休暇で帰国する労働者は、縦横高さの合計が最大1メートルの木箱で500kgを携行してもよかった。1989年には無税で故国へ送る場合、モペット2台、自転車5台、ミシン2台、布150m、砂糖100kgが限度だった。契約労働者の宿舎は、専ら共同宿舎であり、一人5㎡で、月々の家賃は最も高くても30DDRマルクということであった」（S.21）。

ベトナム政府にとって重要なのは、このベトナム人契約労働者の派遣によって政府にも直接資金が流入するシステムになっていることだった。すなわち、「DDRはベトナムに、年金保険、事故保証金、子供手当として、年間一人につき180DDRマルクを一括金として支払った。さらに労働者は、純収入の12%を月々ベトナムに「ベトナム

祖国の建設と防衛のため」の寄付として納めなければならなかった。これはDDRから、直接ベトナムに送金された」(S.21)。

契約労働者たちは寄宿舍があてがわれ、DDRで各企業に配置されるが、職場と寄宿舍の隅々にまで監視とコントロールの網の目の中にいた。彼らの監督システムとして、中央の担当部局として「労働と賃金のための国家書記局」下の「外国人労働者」局があった。地方レベルでは地区委員会があり、ここにも「労働と賃金のための部局」があった。その下部に契約労働者たちと直接関わる企業、ドイツ人の「世話人」、そして50人に1人あてがわれるドイツ語のできるベトナム人のグループ・リーダーがいる。またこうした系列とは別に、シュタージ(国家安全保安省)と人民警察が監視コントロール機関として重要な役割を担った。マイク・デニスはその資料の多くをシュタージ文書によっている。

しかし1980年代のDDRでは、網の目のように張り巡らされている監視とコントロールのシステムは、現実にはかなり緩んでいたように見える。ベトナム人契約労働者たちは、ドイツ人住民から隔離された形であてがわれた寄宿舍(たいていは高層住宅)で、彼らがDDRにやってきた動機に全く適合した行動を取った。動機とは、故郷の家族を支えることである。その場合、外貨としての流通性を持たないDDRマルクよりも物品を送ることの方がよいから、寄宿舍はそうした物品の「倉庫」となった。「消防によって実施された防火コントロールの一人は、1989年2月に、ザンクトハウゼン子供服公社の宿舍は、まさに「宝庫」であると打ち明けた。いわく、モペット36台、自転車112台、自転車のタイヤ230本、モペット用タイヤ150本が地下室から見つかった。そのうえ、ベトナムの住民は、宿舍の一部を様々な品物、たとえば特に洗剤、石けん、ろうそく、たばこなどの倉庫に転用していた。あれこれの品物は、いろいろなやり方で手に入れられ、ベトナムに送られた。それは巧妙な作戦の実行であり、DDRの人々の気を悪くし、DDR関税当局との争いを引きおこした」(S.25)。その結果、「DDR郵政局は彼らの故国への荷物の発送増大を片付けられず、DDRで不足していると思なされている消費財の搬出についての心配が増大した。こうした理由から、1989年新たな規則が導入された。一人の労働者がベトナムに送ることの許される荷物の上限は、自転車5台、モペット2台、ミシン2台、布150㎡と定められた」(S.29)とのことである。

寄宿舍はまた、彼らの副業の作業場でもあった。職場での仕事が終わって寄宿舍に帰った彼らは、ジーンズ、シャツやその他の衣服縫製にいそしんで、それをドイツ人に販売した。ハレのシュタージ文書によると1988年時点で、同地区のベトナム人契約労働者の半数が副業に携わっていたという。

また彼ら契約労働者は、密輸に手を染める者もいた。マイク・デニスはポーランド国境に接するフランクフルト・アン・デア・オーデルあるいは東ベルリンのシュタージ文書から、ベトナム本国からあるいは西側諸国からの物品や外貨の取引を行なって

いた事例を取り上げている。

とはいえ、大多数のベトナム人は本国同様、勤勉に働いた。一方でマイク・デニス は彼らベトナム人が副業に熱心なあまり、本来の職場でのノルマを達成できなかったり、あるいは診断書を提出し病欠を取り、副業を優先したりした事例を、紹介しているが、他方で、彼らが職業上の資格取得に励んでいた様子も紹介している。契約労働者たちは、職場の就業規則上、ドイツ人労働者たちと同等であり、職場内で職業訓練課程を経て専門労働者資格、親方資格を取ることができた。「職業訓練と、複数シフト労働、ノルマ達成、限定的な自由時間とを組み合わせることは難しいとはいえ、多くの契約労働者たちは職業上の資格を得ることに成功していた。Elsner 夫婦（DDR 外国人労働者の研究者…筆者）は次のように評価している。すなわち、すべての外国人労働者の約 75% は、1987 年までに専門労働者として、あるいは 15% が部分専門労働者としての資格を得ている。しかし、ベトナム人契約労働者の数が 1987 年から急激に増えてから、企業にとって、相応の資格獲得の措置を用意するのが難しくなり、職業訓練よりも仕事を優先させた」（S.33）。

こうした職業（および副業）生活の中で、彼ら契約労働者たちは、東ドイツの住民とのコンタクトは非常に限られており、（東）ドイツ社会への統合はそもそも問題にならなかった。もちろん表面的には社会主義同胞国間の連帯をアピールする催し物はあったが、「ベトナム大使館は、その市民を東ドイツ社会から孤立させる努力をした」（S.36）し、また「労働現場の外での私的なコンタクトはまれだった。というのも、ほとんどのベトナム人たちはドイツ語を流ちょうに話せなかったからである」（S.37）。両国民のコンタクトの制限の中で、とりわけ象徴的なのはドイツ人とベトナム人の結婚制限である。ベトナム人契約労働者は、もともと契約労働者間の結婚は禁じられており、また女性の場合は妊娠を禁じられていた。加えて東ドイツ人との結婚の場合は、事実上不可能な制限がなされていた。「DDR 市民との密接な個人的関係が生じた場合、労働者は DDR のベトナム当局により故国へ送り返されることがあった。もし両者が結婚したいときには、DDR 政府とベトナム大使館の同意が前提だった。それは時間のかかる、そして困難な手続きだったのである。一通の申請書が東ドイツ人から提出されなければならない、ベトナム人のパートナーには、大使館の承諾書を含む一連の書類が求められた。もしベトナム人の申請者が DDR にとどまりたいと思ったら、彼は滞在コストをベトナム国家に返還しなければならなかった。東ドイツ人との結婚が、契約労働者には DDR への滞在許可を見込めるものであるとはいえ、結婚は、労働契約の終了後に DDR を去るという強制を、自動的に帳消しにするものではなかった。この義務から解放されるためには、ベトナム人は最低 8,000 DDR マルクを支払わなければならなかった。支払いはまだ、一人の子供が見込まれたり、すでに生まれていたりすると、高くなった」（SS.37-38）のである。

ただし DDR は 1989 年 3 月、「政府の相互協約に基づいて、「DDR で一時的に働くべ



トナム人女性の妊娠に関する、企業や当該地区国家機関の任務についての規程」を公表した。この規程に対応して、妊娠した女性は、もはや自分の意志に反して故国へ追いやられることはなく、さらにDDRで働くことが許される。企業と国家当局は、託児所のコストを補填しなければならないし、妊娠手当、週末・子供手当のような社会的サービスが母親に与えられなければならない。DDR当局は、この指示がベトナム人労働者の数（を増やすこと）や彼らの受け入れに影響を与えるであろうことが分かっていた」（S.40）。しかし皮肉にもこの「改善」は、ベルリンの壁崩壊の数ヶ月前のことであり、ほとんど意味を持たなかった。

こうしたコンタクトの機会の少なさに対応して、DDR市民の外国人労働者への無理解は、様々な形で外国人労働者への不満にもつながった。そもそも住宅不足、消費財不足の生活の中で、外国人の寄宿舎割り当て、そしてその外国人（ベトナム人）が住居の中に物品をまるで「倉庫」のように貯め込んでいるということへの不満である。そこから統一直後に広がる外国人敵視の芽が徐々に育っていた。

マイク・デニス は、その原因をDDR政府による極度の情報制限にあったという。「もし仮に、SEDが、なぜそれほど多くの外国人労働者を募集することが必要なのかを、市民に説明していたならば、それは恐らく偏見を防ぐ助けになっていただろう。しかしSEDの立場からすると、このテーマの公的な議論は、DDR計画経済での根本的な欠陥をさらけ出すことになり、支配の正統性をさらに弱めることになっただろう」（S.41）。

以上、マイク・デニスは1980年代のベトナム人契約労働者たちの生成と実態を総括的に描き出した。彼によると、このDDRにおけるベトナム人たちは、DDRに来ることによって労働力不足の「隙間」（Lücke）を埋め、日常生活の中の副業によって不足経済の「隙間」を埋めた。彼らは本当に「隙間」（Nische）における成果を取めたのか？（Erfolg in der Nische?）。

### 契約労働者たちの日常

ダーミアン・マック・コン・ウラー（Damian Mac Con Uladh）論文「DDRにおける外国人契約労働者の日常経験：ベトナム人、キューバ人、モザンビーク人、ハンガリー人など」は、マイク・デニスの概論的な論文を補足するかたちでDDRにおける外国人契約労働者の日常体験と、当局の規制に対する抵抗について論じている。この場合、対象になるのはベトナム人だけでなく、その他の外国人契約労働者も含む。彼らは「住居の規則、住居警備員、企業のコントロール、ドイツ人民警察（DVP）、国家安全保安省（MfS）、労働と賃金のための内閣官房（SAL）による監視にも関わらず、契約労働者はいろんな点で、日常生活の非常に様々な領域で自己主張し、自分たちの自由な空間を見つけ出すことができた」（S.51）のであり、その日常生活を職場・住居・自由時間・DDR住民との交流（とりわけ結婚）の側面から描き出している。

外国人契約労働者を受け入れるに当たっての住居基準は、当初一人につき4.5㎡の部屋に6人までの割り当てであったが、すぐにそれが劣悪な条件であることが明らかになり、1974年に最大4人の労働者が住むというように制限され、一人の空間が5㎡となった。そして1982年に、仮設住宅や低層住宅ではなく「集合住宅」が新たに義務づけられた。

彼らの母国への送金規定はグループによって異なっていた。「ポーランド人とハンガリー人契約労働者たちは、比較的苦勞なしにお金や品物を故国へ送ることができた。ポーランド人は、彼らの賃金の80%を品物の形で運び出すことが許されていた。これに対して、アルジェリア人は手取り賃金の40%の持ち出ししか許されなかった。もっと不利なのはキューバとモザンビークおよびベトナムの契約労働者たちだった。彼らは350ないし360マルクを上回る月々の手取りの60%を故国へ送金することができたに過ぎなかった」(S.54)。

彼らの職場での生活に関しては、キューバ人に対するドイツ人の評価が、筆者には大変興味深かった。ダーミアンは、キューバ人の職場での振る舞いについて1979年9月24日付のハレ人民警察報告書と、別の関連文献から、あるベルリン企業のキューバ人労働者世話人(ドイツ人)の1989年の報告を引用している。人民警察報告書は次のように報告している。「キューバの労働者たちは、工業労働者の生活に慣れていない。そこから、労働規律、学習態度、自由時間の振る舞いに関する諸問題が生じている。そのことは、とりわけ時間を守らないこと、労働時間内に持ち場を離れること、企業内での禁煙を守らないこと、学習の際の注意の散漫などに現れている。特に労働集団内で、DDR市民が期待したのは、模範的で、軍隊的に訓練されたキューバの労働者だった。この期待が満たされないとしても、キューバ人労働者に対してネガティブな見方がなされるべきではない」(SS.55-56)。

また企業内の世話人の報告によると、「しかし彼らは大声で振る舞う傾向があるが、それは同僚にはうるさいと感じられる。彼らはまたより無頓着である。彼らは休息の時間に歌を歌ったり、リズムを取ったりした。ほんとに彼らはリズム感を持っており、もし隣で型抜き機械がトントン音を立てたら、彼らは一緒に調子を取るのだが、これをドイツ人はそんなにいいことと思わない。そしていつも議論が起こり、そこで彼らはそうしたことを止め、少しだけ中断される」(S.56)。社会主義とか役人とかとは関係なく、生真面目なドイツ人が、陽気なキューバ人の振る舞いの前で、戸惑っている様子が目に浮かぶ。

さらに職場では賃金への不満からストライキもあった。「1974年から1984年まで、DDRの企業では、少なくともアルジェリア人のストライキが15あった。それには800人以上の契約労働者が参加した。1975年の秋だけでも6回のストライキがあり、それには当時のアルジェリア人からの派遣労働者の17%が参加した。主要な原因は、ストライキをした者には低い賃金が支払われ、労働強化がされるという賃金政策にあった。ガ

ス・コンビナート「Schwarze Pumpe」での最大のストライキの場合、参加者は賃金上昇、より良い研修の可能性、企業独自の簡易住宅（ここにはDDRの労働者も住んでいた）を出て近郊のノーマルな住宅街区へ引っ越す権利、などを獲得した。ストライキの波は、1976年5月以降に、かなりの規模でやってきた。そのときアルジェリアの契約労働者は、それまでポーランドとハンガリーの契約労働者にのみ適用されていた月々120マルクの単身赴任手当の支給を獲得した」（S.56）。ダーミアン（アルジェリア人のほか、キューバ人、モザンビーク人のストライキ事例にも言及している。こうしたストライキには、一定の条件改善という成果と同時に、何人かの本国送還という結果も伴った。

職場を離れた余暇時間をどのように過ごすか、DDRの期待する公式的な「意義ある余暇時間の過ごし方」*sinnvolle Freizeitgestaltung*とは裏腹に、契約労働者たちは、それぞれの配置された地域の行きつけの酒場を持つようになる。あるいは、禁止された物品販売に精を出したのも、ベトナム人だけではなかった。例えば「ハンガリーの契約労働者たちは、セーター、シャツ、レコード、文献など「ビート物品」をハンガリーから輸入し、DDRの若者に売っている、と。特に1970年代、ポーランドの契約労働者と旅行者は、DDRの闇市場のための様々な生産物の重要な提供者だった。70年代後期の人民警察報告は、ポーランド人によってDDRで売られたポーランドの産物に関する概括情報を入手している。すなわち化粧品、羊毛・皮革・ジーンズ衣料、キャンデー、「非社会主義的世界のビート集団の写真」、アメリカ軍記章、ポーリング・マシーン、暖房機、ラジオ・テレビ受信機用、などである。しかし1980年代初めのポーランド経済の崩壊とともに、ポーランドからの産物は少なくなった。この関係で、ベトナム契約労働者が、まさにDDRにおけるタイミングの良い時点でやってきた」（S.62）。

ウラー論文も契約労働者とDDR市民の結婚制限について触れている。派遣が先行したポーランドとハンガリーの契約労働者たちのDDR内での結婚はそれほど厳しく制限されていなかったように見える。「1983年、DDRとハンガリーの間の協定が切れたとき、40,000人のハンガリー契約労働者のうち、およそ4,300人（ほぼ11%近く）がDDRのパートナーと結婚していた。ほとんどが男性で（4,000人あるいは全結婚の80%）、彼らはDDRにとどまる決心をした」（S.64）。しかし1980年代に入り、ヨーロッパ外から契約労働者が入国するようになると、明らかに契約労働者とDDR市民の結婚は制限されるようになった。1987年にドイツ人女性と結婚を望んだモザンビーク青年が結婚許可を得ることができず、契約切れで帰国が迫ったとき、自殺した。ウラーは、残された妊娠中のドイツ人女性の切々たる告白を引用している。

### Wende期（体制転換期）の（元）契約労働者

DDRのすべての外国人契約労働者にとって、1989年ベルリンの壁崩壊から1990年ドイツ統一を経て、1997年ドイツ滞在権問題に最終的に決着がつくまで、過酷な時代

が突然やって来た。とりわけ1987年から急激に増加したベトナム人は、最大のグループになっており、事態はより深刻であった。

1989年11月ベルリンの壁が崩壊し、翌1990年DDR最後の総選挙の結果SED支配体制が終わり、そのまま10月のドイツ統一へと進み、これによってDDRは消滅した。

アルムート・ベルガーによる「体制転換後：滞在権規程と統一ドイツへの移行」が書かれた2005年現在、彼女はブランデンブルク州の外国人問題委員（Ausländerbeauftragte）の職にあった。彼女は2007年に本書編者の一人カリン・ヴァイスに同職を引き継ぐまで、15年に渡りこの職に就いていた。彼女の論文の中からその経歴を追うと、すでにDDRの時代から福音教会の牧師として外国人への福祉活動に従事しており、1990年3月選挙後に生まれた円卓会議によってDDR閣僚評議会でも最初の外国人問題委員として働いた。そして同年5月、ベトナム、モザンビーク、アンゴラとの間で、すでに締結されていた契約労働者に関する政府間協定の契約変更交渉に加り、その後も外国人問題委員として一貫して契約労働者問題に携わってきた。

本論文は内容的には二つに分かれる。一つはDDRの体制崩壊に伴ってドイツ東部で顕在化した外国人敵視の雰囲気についてである。そしてもう一つは、DDR体制崩壊によって宙に浮いた契約労働者の滞在権問題である。

まず東ドイツにおける外国人敵視の顕在化の原因を、マイク・デニスと同じく、DDR政府が国民にその実態をほとんど知らせていなかったことにあるという。外国人契約労働者たちは「これまで社会的な労働資源 Arbeitsvermögen の確固たる構成要素を形成している。このような評価も、財務省の次のような正確な計算（たとえば13,000人のモザンビーク人契約労働者は、年間国民所得に2億4,000万マルクの貢献をしている）も、当然ながら、人々にも、外国人労働者にも知らされてはいなかった。また送金される賃金的一部分、あるいは社会保障や年金の給付への負担部分 die Ansprüche auf Sozialversicherungs- und Rentenleistungen が、その時々々の国の負債から差し引かれることによって、個々のベトナム人やモザンビーク人の労働が、DDRに対する祖国の負債を軽減していたということは、ほとんど知られていなかった」（S.70）。そのため、「経済の崩壊をきっかけとした自分たち自身の不安と不確実性、DDR市民にとって全くなじみのなかった失業という現象、政府間協定によって招かれた外国人労働者の諸条件に対する無知、これらと結びついた人種差別がDDRにおいてタブー視されていた外国人敵視の態度をあからさまなものにしたのである」（S.69）と彼女は指摘するのである。

もう一つの、そしてこの論文の主要な論点が契約労働者の滞在権問題である。すでに述べたように、彼女は1990年5月、契約労働者に関する政府間協定の契約変更交渉に関わった。この交渉の結果、1990年DDR最後のデメジエール内閣下で「DDR政府間協定に基づいて働き資格を得た外国人市民との労働関係の変更についての政令」が出された。その骨子は以下の通りである。

「・協定は延長されない。

- ・企業に対して、“よんどころない理由による”以前の解雇の正当性は容認される（例えば生産パターンの切り替えによる経営条件上の理由により、必要とされる人員削減、あるいは環境保護を理由とする企業の操業停止など）
- ・解雇された被雇用者は、予定より早く帰国するか、予定されている契約期間の経過までドイツにとどまることができる。
- ・帰国者は、3,000マルクの“一回払い支援金”、3ヶ月の間、純賃金の70%を支払われ、帰国までの間、住居にとどまり、企業による帰国の手配と資金手当の権利を得る。
- ・ドイツにとどまっている労働者にとって、一定の労働契約、職場、雇用者との認可関係は解消される。彼らは労働・営業許可を受ける権利、適切な住居を求める権利、企業での同一賃金、失業手当、さらに借金借り換えの際の支援、新たな職場の仲介を求める権利を持つ」（SS.72-73）

なお、この時点ではすでに両ドイツの通貨統合が決まっており（実施1990年7月）、帰国者へ支給される帰国一時金の「3,000マルク」とは、もはやDDRマルクのことではない。また契約労働者がそれまで貯めていた現金はDDR市民と同じ交換方式によることになっていた。

さて、滞在権に関しては、1991年1月1日より効力を発する改正外国人法には契約労働者たちは対象とならなかった。これは西側のガストアルバイターを対象とするもので、この法律によると、8年間の滞在実績があれば、滞在権が付与されるが、契約労働者たちにはDDR時代の滞在期間は認められず、もともとDDR時代に契約で取り決められていた期間までの滞在許可しか与えられなかった。彼らの扱いは「帰国」が前提され、さらにドイツにとどまろうとする者たちは宙に浮いたのだ。1993年6月に契約労働者を対象とした滞在資格条件が明らかになった。それは以下の通りである。

「・連邦内への中断されない、規則に則った滞在の許容

- ・自発的帰還のための給付は継続しない
- ・1993年12月17日までの庇護申し立ての取り下げ
- ・自営あるいは非自営での就労による生計維持
- ・故意の犯罪行為ゆえの有罪判決のないこと」（S.75）

これによって契約労働者は、まずは2年間、ドイツに滞在できることとなった。しかもこの時点以前に結婚していて故国に家族を残している者に対しては、家族を呼び寄せることが許された。しかし「滞在はまだ常に不確実だった。資格はいつも2年間だけ付与されたし、また延長も、社会扶助を受け取っていないことが条件だった」のであり、たとえば、統一後、2年ごとの延長申請が認められたとしても、「8年後になって、期限付きでない滞在許可を申し出る権利によって、やっとその可能性が現れる。その場合、たとえば子供給付金と教育給付金を受けられる。契約労働者の多くは、8年ないし

それ以上長くドイツにいた。しかしDDR滞在期間は認められなかった」(S.75)のである。

契約労働者たちのDDR滞在期間を全て認めること、これを焦点として本論文の筆者アルムート・ベルガーらも活動し、結局1997年になってこの問題が解決した。すなわち以下の条件で期限の付かない滞在権が与えられることになり、それによって社会給付(子供手当、教育手当等)請求も可能になった。

- 「・統一以前に合法的にDDRに滞在していた者
- ・ある資格を持っている者
- ・生計を自立的に確保できている者
- ・国外退去の理由を持っていない者
- ・最低8年間の滞在を証明できる者」(S.76)

しかし、期限付き滞在許可であれ、期限の付かない滞在権の獲得であれ、いずれにしても「生計を自立的に維持できる者」という条件がつけられている。体制転換期にDDRの国営企業は破産し、あるいは解体・身売りを余儀なくされていた時期、契約労働者たちは大量に解雇された。新たに生き残る道を探さなければならないという苦難は、この時期にも変わることはなかった。

本書編者の一人カリン・ヴァイスの第一論文「体制転換後：東ドイツにおけるベトナム人契約労働者の現在」は、この苦難の時代のベトナム人について論じている。

まず1989年以降のベトナム人の元契約労働者たちの数についてであるが、これは混乱期のことゆえ、はっきりした統計数値は存在しない。カリン・ヴァイスもそのことを明言した上で、様々な数値を紹介し、概要を捉えようとしている。以下、その部分を引用することとする。

「連邦政府外国人案件委員会の情報によれば、1989年12月31日現在で、DDRに契約労働者が計90,600人滞在していた。もっともそのうちほとんどがすでに1990年12月31日までに故国へ帰った。表1は、1989年と1990年の外国人労働力の数を示している。もっとも、この数値は、契約労働者としてDDRにやってきた人々だけに関するものである。しかしNguyen van Huongによると、DDRにはかつてのベトナム留学生もとどまっており、学業が終了したのち、契約労働者として働いていた者たちは、この統計には含まれていない。Huongは、その結果たとえば1990年のベトナム契約労働者だけの数でも、総計として75,000人であると評価している。連邦労働社会省は、1993年には、その時点でBRDに滞在していたかつての契約労働者の数は19,036人であるとしている。そのうちベトナム出身者16,635人、モザンビーク出身者2,018人、アンゴラ出身者383人である。そのほかのすべての契約労働者たちは、この時にはすでに、少なくとも公式には、自国へ帰っていた」(S.79)。

表1 DDRにおける外国人労働者数 (労働市場・職業調査研究所報告1994)

出身国	1989.12.31.	1990.12.31.	
ベトナム	59,000	21,000	
モザンビーク	15,100	2,800	
キューバ	8,300	60	
アンゴラ	1,300	200	
ポーランド			
自国とドイツを往き来しない者	3,500	1,900	
自国とドイツを往き来する者	2,500	2,000	
中国	900	40	
総計	90,600	28,000	(S.80)

1993年に契約労働者の在留権規程が定まった後にも、連邦政府はまだドイツにとどまっている彼らの帰国を促進した。「1995年6月21日に、両国間で帰還協定が結ばれた。…2002年7月9日の連邦内務省の情報によると、2002年の前半期までに総数38,077件の帰国受け入れの申請が出され、そのうち21,573件にOKの回答が出たという」(S.80)。不安定な地位に置かれた元契約労働者たちの多くは、他方で庇護権申請によってドイツにとどまろうとした。カリン・ヴァイスは連邦内務省の統計からベトナム人契約労働者の庇護権申請者数を紹介している。表2がそれである。1993年6月の在留権規程明確化により、申請数が一気に減少しているところに注目してほしい。

表2 ベトナム人市民による庇護権申請

年	数		
1987	58	1995	2,619
1988	106	1996	1,130
1989	984	1997	1,494
1990	9,428	1998	2,991
1991	8,133	1999	2,425
1992	12,258	2000	2,332
1993	10,960	2001	3,721
1994	3,427	April 2002	788
		合計	62,854 (S.81)

体制転換期を過ぎて現在になればなるほど、現在の公式統計から元契約労働者の数を特定することは難しくなる。カリン・ヴァイスの指摘によると、「ドイツに住んでいるかつての契約労働者の現在の数に関する正確な数値は、存在しない。というのも公式の情報、3つのグループを算入していないからである。すなわち(a)国境の開放

によって、契約労働者の一団が、仕事を見つけるために、まずは旧連邦諸州へ移っていった。しかしそのほとんどは比較的早く新連邦諸州へ戻ってきた。彼らはしかし公式の統計には把握されなかった。(b) 他の者は庇護権申請をした。そしてそれによって契約労働者の統計からは外れた。(c) 他の者はまずは祖国へ帰り、しかしそこで確たる地歩を確保することができず、合法的か非合法かにかかわらず、再びBRDに舞い戻った。この人々も公的な統計には、契約労働者ないし在留権規程にもはや把握されていない。こうした理由により、正確な数値ははっきり示されえないのである。現在の公的な統計は、今日ベトナム人の総計だけを示す。2000年12月の全ドイツに84,138人いるこのグループは、(旧)BRDにやってきたかつての割り当て亡命者、DDRのかつての契約労働者、後から呼んだ家族メンバー、すでにドイツで生まれた子供、アジール志願者などによって構成されている。1981年以来、2001年まで、総じて36,461人のベトナム人が市民権を与えられた。そのうち1991年以来だけで32,840人である。しかし、市民権付与は、ほぼ専ら国土の西側のベトナム人に該当する」(S.81-82)。

そこで彼女は、新連邦諸州(旧東独地域諸州)の外国人問題委員の統計を2つ紹介するが、それも呼び寄せ家族の人数が算入されていたり、西ドイツに移出していった者は算入されていないから、完全に正確なものではない。

「ブランデンブルク州の外国人問題委員の事務所は、ドイツにおけるかつての契約労働者の数を2002年時点で約22,000人と評価しており、そのうち広域ベルリン＝ブランデンブルクだけで約10,000人が滞在している。ザクセン州には6,000人、チューリングゲン、ザクセン＝アンハルト、メクレンブルク＝フォーポムメルンにそれぞれ2,000人が住んでいる。旧連邦諸州には、外国人問題委員の意見では、かつての契約労働者はほとんど住んでいない。似たような評価を、ベルリン外国人問題委員事務所がしている。それによると2002年、約18,000人のかつてのベトナム人契約労働者がドイツにおり(後で呼んだ家族メンバーを含まない)、そのうち約4,500人がベルリンに住んでいる。Huongは2002年には約18,000人のベトナムから来たかつての契約労働者がおり、そのうち15,000人が在留規程の枠組での滞在権により、3,000人が別の滞在権によっている」(S.82)。

われわれはカリン・ヴァイスのこうした記述から、体制転換前に約59,000人いたDDRのベトナム人契約労働者は、体制転換後、数多くが帰国したものの、20,000人余が新連邦共和国に残留し、現在に至っていることを知る。この数は、他国の契約労働者に比べて圧倒的に多い。読者はドイツのトルコ人などに比べて圧倒的に少ないこの数からして、ドイツのベトナム人はほとんど問題にならない、目立たない存在でしかないとと思われるかもしれない。そんなことはない。私の個人的体験からしても、1993-94年と2006、2008年に比較的長く滞在したベルリン、ハレ(ザクセン・アンハルト州＝旧東ドイツ)のそこかしこでベトナム人を目撃した。1993-94年のときはベルリンの違法タバコの路上販売者として、2000年代には野菜果物スタンド、アジア料理インビスの



販売者として。彼らはドイツの体制転換期を象徴する存在なのである。

カリン・ヴァイスはさらに体制転換後のベトナム人(元)契約労働者たちの生活実態－職業・収入・家庭(住居)・第二世代・言語・ドイツ人とのコンタクト・外国人敵視体験・意識－について述べる。

体制転換直後、「一連の不法行為もあった。わずかな数ではあるが、生存確保のために犯罪が生じた。それはメディアによる契約労働者を大規模に烙印を押し、犯罪者に仕立て上げることになった。そしてそのイメージを長い間、公けに規定した。契約労働者の一部分も、ベトナム人煙草マフィアのグループ内部で働いた。しかしすべての専門家たちが言っていることだが、それは例外にとどまっている」(S.85)。

その過渡期を経て、彼らは一定の職業を見つけ出した。「かつての契約労働者のほとんどは、現在自営業を営んでおり、インビス屋台、市場のスタンド、花屋スタンド、あるいは小さなレストラン経営に従事している。そこではたびたび(大)家族全員で協力してやっている。…自営をしなかった者は、ほとんどがクリーニング業や他のサービス業で働いている。そこではそれほど大した言葉の知識が必要ないからである」(SS.83-84)。

その中で、輸入業者などに成長していった者もいる。「最初のベトナム人取引センターはすでに1995年ベルリンで作られた。ベトナム人の商売の多くは、常に自分たちのグループに向けられたものである。多くは自分たちのエスニックグループの需要のために生産されたり、それに対応したサービス仕事を提供している」(S.84)。こうした商売は、またエスニック・コミュニティが支えてもいる。カリン・ヴァイスはここで、この領域の研究者ラース・リーペ Lars Liepe の言葉を借りて、ベトナム人(元)契約労働者たちが「商売とサービスにおける Nische」を得た、と述べている。これもまた本書「Erfolg in der Nische?」の由来であろう。だが本書タイトルには「?」がつけてあるのは、そこに多くの問題があるからだ。

その問題は、第一に収入の少なさである。彼らは体制転換期以後、滞在権を得るために、その条件である「生活保護」給付を受けていない条件を満たさなければならず、そのため生活最低限度を維持するために働かざるを得なかったし、現在もその状態にある。それゆえ将来受け取るべき年金基金への支払いもしていない。もともと彼らはDDR時代、年金基金支払いは書類上していた。しかし賃金から天引きされたそれはDDRから彼らの頭越しにベトナムに支払われていたため、統一ドイツ政府は、この期間を年金給付請求期間として認めていなかった。2003年になって、その期間を年金支払期間として認めたのだが、それ以後も元契約労働者たちは、年金基金支払いをしていない場合が多い。統一後20年以上たった現在、すでに彼らは老齢年金受給世代になりつつある。

こうした問題以外にも、彼らの収入の少なさは、長時間労働を強いる。皮肉にも自営業であるがゆえに、また彼らの持つ本来の勤勉さゆえ、これが可能である。カリン・

ヴァイスの指摘では、週60時間労働を超え、通常なのはむしろ例外だという。これはまた家庭生活を犠牲にすることにつながり、あとに述べる子供とのコミュニケーションがなおざりになりがちという問題が生じる。

次に言語の問題である。「今日まで、かつての契約労働者たちの大部分は不十分なドイツ語しかしゃべれない。専門家の評価では、今日でもベルリン＝ブランデンブルクの領域では、かつての契約労働者たちの10-15%以上が、自立的に自分たちの周囲のドイツ人と意思疎通ができるために十分なドイツ語の知識を利用していないし、ロストックではその数は約30%と言われている。ここでは明らかに地域的な違いが存在する」(S.85)。逆に第二世代は、ベトナム語の方がおぼつかないのが特徴である。「ほとんどすべての子供や若者は、言葉の知識はあるにせよ、ベトナム語の書き言葉には熟達していない。こうした状況は、ドイツに住む移民グループの間では、こういう形ではまったく比類のないことだ。移入民の世代よりも、第2世代がその国の言葉により熟達することはたびたびあるとはいえ、ベトナム人契約労働者のグループの場合、第1世代と第2世代の間の言葉の能力における隔たりは他の移民グループよりも大きい。専門家によると、これは本来的に長時間労働に条件づけられたものであるという。つまり一方で子供たちは早い時期からドイツの施設に来ており（そしてそこで専らドイツ語でしゃべり）、他方で週末も両親は働くことがたびたびである。そこでベトナム語と一緒にコミュニケーションを取るこの週末の時間もなくなるのだ」(S.87)。

こうした言葉の問題は、当然、すでに長期にドイツに暮らす元契約労働者たちのドイツ社会内におけるドイツ人とのコンタクトに制限を与えることとなる。まず居住形態からして、彼らは一定地区に集住している。「今日でもかつての契約労働者のほとんどが、もっぱら新連邦諸州、とりわけ広域ベルリン＝ブランデンブルク内の限定された居住地に集中している。契約労働者たちはベルリンの東部、すなわち Marzahn, Lichtenberg, Hohenschönhausen に集中している。ベルリンだけは、さらにかつての契約労働者から離れた居住地区があり、そしてかつて「西側」に亡命した割り当て亡命者がいるのが目立っている。彼らはベルリンの西側にとどまり、他の者たちは東側にいる。つまり住居構成は今日までかつての政治的構造を反映しているのだ」(S.87)。

その点も含めて「ドイツ人とのコンタクトはほとんどない。しかしこのことはDDR時代にもドイツ人とのコンタクトに関しては、「通常」のことだった。ドイツ人からもベトナム人からも望まれていなかったのだ。その限りにおいて、周囲のドイツ人との非常に限定的にすぎない社会的コンタクトの状況というのは、ずっと変わらないままなのである」(S.88)。さらに体制転換期のドイツ人による外国人敵視は、彼ら固有のグループ化を進めたが、それもまた一定の問題をはらむとカリン・ヴァイスは言う。すなわち「いくつかの社会的関係グループ soziale Bezugsgruppe は伝統的に高い意義を持っている。それはドイツ人とのコンタクト形成のためのモチベーションをさらに難しくしている。このグループは社会的関連に意義があるだけでなく、物質的安定、窮

状状態における受け皿の意義もある。あるいは率直なところ、社会的関係グループは伝統的な社会保障制度でもある。このグループは、失業や疾病の時の信用や扶助を確保し、ドイツへ新たにやってきた家族成員や、ベトナムにとどまっている家族成員を世話するのを助ける。それらは、そこから脱け出すことのできない依存性を生み出す。自分たちのグループは、自分たち自身の価値と規範システムを持つ。それはドイツのそれとは常に一致するとは限らないものである」(S.88)。この「(ドイツの価値と規範とは)常に一致するとは限らない」という問題点については、彼女の第二論文でも触れることになる。

ベトナム人とドイツ人との日常的なコンタクトの少なさは、すでにDDR期に強いられたものであったにせよ、体制転換期のドイツ人による暴力的な外国人敵視の体験にも一因がある。「体制転換 Wende の最初の時期は、疑いもなく、外国人敵視の様々な経験によって刻印された。それは自分たちのエスニックなグループ内での、狭い「肩の寄せ合い」を招いた。無法な行為は、エスニック・グループの連帯へとつながり、自己救済組織への刺激を与えた」(S.90)。著者の記憶では、その激しさは、1992年までだった。そしてその後、「近年では外国人敵視の暴力行為は減り、ベトナム人専門家たちの多くは、身体的な暴力現象を、1992/93年の10%と見積もっている。もっともそれについての確実な数字は全く存在しない。特に新連邦諸州における外国人敵視の規模についての、現在までに存在する研究は、暴力行為が減少したということについて、全く報告していないばかりか、むしろ暴力の恐れ Gewaltbereitschaft が増大していると報告している」(S.90)。

その結果、現在の(元)契約労働者たちの生活意識はどのようなものであるか、とりわけDDR時代と比較した彼らの現在の意識をカリン・ヴァイスは次のようにまとめている。「体制転換にともなって、契約労働者の生活諸条件は大規模の変化した。DDRではベトナム人たちは、非常に制限されてはいたが、同時に保護された諸条件の下で生活していた。その諸条件はすべての生存上の要求を満たしていた。体制転換にともなって、一夜にして保障がすべてなくなり、契約労働者たちは、ドイツにとどまりたいと思うなら、自分の道を自分で決めることを強いられることとなった。今日基本的生存を保障する枠組み諸条件は確定されているが、それでも競争の圧力は高く、将来は不確定である。この非常に異なった3局面(DDR、Wendezeit、今日のBRD)に対する評価は、かつての契約労働者たちの間では非常に入り混ざるようになった。しかしそのほとんどが、振り返ってみて、DDRの時代がドイツにおける最良の時代だったと見なしている」(S.93)。

こうした現在の(元)契約労働者たちの諸問題、とりわけドイツ社会への統合という視点からの現状認識に関しては、本論文以降に各論として述べられる。

## ベトナム人（元）契約労働者たちの現在

本書序文の共同執筆者として名を連ねているエヴァ・コリンスキーの第一論文「“パラダイス・ドイツ” – ベトナムから来たかつての契約労働者たちの期待と体験 –」は体制転換期以後の元契約労働者たちの日常を描いている。本書の背景にある調査研究プロジェクトは、2002年の夏から2004年の初頭にかけて、合計で50人の（元）契約労働者にインタビューをした。本論文は、それをまとめたものである。その内容は、1）DDR期の思い出（「パラダイス」!）、2）体制転換後の生活 – 成功事例と失敗事例、3）ドイツ社会との隔たりと第二世代との隔たり、これらに分かれる。その意味で、カリン・ヴァイス論文を具体例で補完する役割を果たしている。

1）DDR期の思い出は、ある意味1990年代の旧DDR市民における「オスタルギー」（オスト＝東＋ノスタルギー）と共通するものと、ベトナム人（元）契約労働者固有のものが混在しているようだ。コリンスキーが挿入しているインタビューの部分引用する。「DDRの方が良かったです。そこでは何の疑いもなかった。DDRの方が良かったです。今よりも良かったです。そこには指示がありました。みんなそれを知っており、それに従いました。みんな自分がどこにいるか知っていました。私には自由がなかったわけではありませんでした。私はドイツ人と平等で、同じ立場で、同じように扱われていました。DDRでは安心を感じていました。私はベトナムで期待していたとおりに、溶け込んでおり、受け入れられていると感じていました」（SS.100-101）。

2）体制転換前後の成功事例には、制限された環境の中で自己努力によって生活を切り開くベトナム人の姿が映し出される。本論文で提示されるいくつかの事例から、1987年にライプツィヒの縫製工場にやって来た一人の女性の自伝的告白を引用してみよう。「私は、ドイツ語の次のステップのコースを受けるために、自分で申請しました。私はそれを夜間学校でやりました。そこではいい成績の修了証書を得ました。ドイツ語の修了証書ももらってから、私は他の仕事に就く機会を探しました。というのも当時一日中機械の前で仕事（彼女はライプツィヒの縫製工場に働いていた……筆者）をするのは大変きつく、つらかったからです。……そして私は他の仕事に就くことができました。そして1990年まで流行服の部門のこの会社で働きました」（S.101）。

また別のベトナム人女性の事例では、DDRで職業教育・訓練に希望を抱いて1981年ロストックに来たにもかかわらず、調理場の助手という仕事に配置され、賃金も低いことに一時失望した。それでもドイツ語を習い、自由ドイツ労働総同盟に教育を受けられるように訴えた。その訴え自体は退けられたものの、コックとしての修業の援助を得ることができ、1985年にその修業を終えた。それによって彼女は専門労働者として賃金も増え、さらに別の企業に移って部下を持つようになった。その後、滞在延長を得て、同じ職場のドイツ人男性と結婚し（両親の強い反対を退け）、1989年に子供を得た。彼女は体制転換後は保育園の調理婦の仕事を得るものの1994年、保育園が閉鎖になり職を失った。同じ時期、離婚もしている。コリンスキーは、この女性に対して、

「私生活においても仕事の領域においても、彼女は自分自身の人生を作り上げ、いかに生きるか自分自身で決めることにこだわった」(S.104)と高い評価を与えている。

もう一つの成功事例は1982年にロストックの港湾労働者としてやってきた一人の男性が取り上げられている。彼はドイツ語のコースを取ることなく、仕事場や日常でのすべてのコンタクトを利用して、(企業内の)導入コースで学んだ "das bisschen Deutsch" (ちょっとしたドイツ語) を応用し改良した。まもなくして、彼は彼の企業に次のステップの職業訓練を申し込み、1984年に荷物の積み替え技術者としての資格を得た。荷物を自分で運ぶ代わりに、彼は今やクレーンや機械を扱うことになり、専門労働者となって、それに見合った良い給料をもらった。それと並んで、多くのベトナム人契約労働者と同様に、彼はズボン縫製(ブランド物のコピーはDDRではよく売れた)で副収入を得た。週末と、港で働かなくてもいい週日、彼は周辺の村に行き、自分の品物を行商した。

体制転換期の1990年、彼は他のベトナム人と同じように、まずベルリンに出た。彼はそこで自営業を立ち上げているベトナム人と話し、そこから学んだ上で、自営業をやるならベルリンに出るよりも、むしろロストックの方が競争相手もおらず、市場も開かれていると考えた。そこでロストックに戻り、営業局から行商許可書を得た。それはちょうどDDR マルクとBRD マルクの交換の時期だった。彼はこれまで貯金していた金を1対1の交換比率の限度額4,000マルクまで交換し、さらに残った6,000 DDR マルクを1対2で、つまりBRD 3,000マルクと交換、計7,000マルクを得た。

これを元手にハンブルクに行き、そこで中古のワゴンを買って、それにアジア物品(ヌードル、米、イカなど)を詰め込んでロストックに帰りベトナム人の居住区で売り出したところ、2時間もたたないうちに売り切れた。その後、ロストックのベトナム人の半数がベトナムに帰国し、約1,000人となったので、商売を替え、ドイツ人居住区で自動車による移動インビスを開いて、これもうまくいった。さらに彼はベトナム・レストランを併設したホテルを経営し、一人前の経営者となった。

コリンスキーはこのような成功例を4つ、失敗例を1つ挙げている。しかし通常は、少ない成功例と、多くの失敗例あるいは苦難があるのではないだろうか。それはさておき、その苦難の道をたどった事例を追ってみると以下のようなようである。

1989年初めにDDRにやって来た、ある一人の男性は、体制転換後、3,000マルクを受け取って帰国するか、そのままドイツにとどまるかの選択に迫られた。「ところで、なぜ私がとどまったのか、って? 多分、私は馬鹿だったんです。いずれにせよ、仲間が私の部屋にいて、こう言うのです。「俺たちは残る」と。で、私は考えました。「よし、それなら私も残る」って。そしてわれわれは一緒にここに、グループとして残りました」(S.108)。

彼はそのまま仲間と一緒にタバコの売人となって小金を貯めた。そして他のベトナム人と同様に、自営業(野菜果物販売)を営む決心をして、その金で「トラックを買い、

長期契約で店を開く場所を借りた。彼がベトナムの運転免許証を当該当局でドイツの免許証に切り替えにいったときまでは、彼の新しいスタートは確実なもののように思えた。しかし役人は、ベトナムの免許証が不正なものであることに気がついた。それはベトナム大使館とベトナムの偽造者を通じて広まっていた多くの不正免許証の一つだったのだ」(S.111)。大きな失望の中にあった彼を、他のベトナム人が仕事を与えてくれて助けられた。

2001年に彼はドイツで結婚し、一人の息子を得て、新たにまた起業をしようとした。彼ら夫婦はインビスを経営し始めた。「しかしお客が少なかった。というのも、インビスは主にドイツ人の住む貧しい地区にあり、そこではベトナム料理に対する需要はなかったからである」(S.111)。何事もうまくいかない苦難の続く現在の彼に対して、コリンスキーは次のように締めくくっている。「しかしTはベトナムに帰ろうとは思わない。というのも一つには彼が成功しておらず、移民による誇らしい成果を見せることができないからであるし、また一つには、どんな失望にもかかわらず、ドイツにはより自由があり、より可能性があるからだ」(S.112)。

3) ドイツ社会との隔たりや、自分の子供たちとの隔たりに関して、コリンスキーはドイツ人に隔たりを感じながらも、現在、双方からコンタクトをする努力がなされていることを述べる一方、自分の子供たちとの隔たり、とりわけベトナム文化・伝統から子供が離れてしまっていることへの親の心配を紹介している。あるベトナム人は言う、「子供たちと両親あるいは一方の親は多分一時間ほどしか会うことはありません。彼らは別々に生活しています…家族の意味は変化しました。それはアジアの一国から来たもので、その地では普通のこと、伝統的に非常に高い価値を持っていたにもかかわらず、この伝統、つまり家族の伝統は維持できなくなりました。子供たちにとってもう何らの意味を持たないこの価値なしには、伝統は存続できません。日常生活において、両親と子供はますます一緒に何かをやることがなくなりました。というのも両親は子供のためにほとんど時間を持っていないからです。そのことが影響を与えているのでしょ。われわれはベトナムから来てここに住んでいます。そしてわれわれの伝統は貧弱になっていくでしょう」(SS.116-117)。

次にダオ・ミン・クエンによる「ドイツにおけるかつての契約労働者グループの経済構造」は、タイトル通り、ベトナム人(元)契約労働者たちが現在、どのような職業によって生計を立てているかについて、その概略を彼の経験に基づいてディスカッション・ペーパーのかたちで素描している。まず彼の経歴だが、「私自身は、1980年から1986年までDDRで学び、ベトナムでの短期の滞在後、1989年に契約労働者のための通訳としてDDRに戻ってきた。だから私自身は契約労働者グループに所属し、約16年間、このグループと直接・間接に関わりを持ってきた。1991年から1993年まではブランデンブルク州の外国人問題委員の事務所で働き、これらグループの東ドイツにおける一般的・法的・社会的状況に携わる機会を持った。1994年からは、主にベトナム語

の通訳として、またとりわけ起業しようとするベトナム人 (Existenzgründer) や事業運営のためのアドバイザーとして働いている」(S.119)。

彼はまず「契約労働者」を次の3カテゴリーとして定義している。1) ベトナムとDDRの政府間協定でやって来て、体制転換後もドイツに残っている人々 (約18,000人)、2) 一度ベトナムに帰ったが、再度ドイツに戻った(元)契約労働者(約6,000人)、3) 契約労働者の家族呼び寄せによって、ドイツに来た人々 (約5,000人)。これら合計29,000人は、ドイツ在住ベトナム人合計約100,000人の約30%になる。なお、この契約労働者グループに第二世代を加えると、29,000人の数値は40,000人になるとのことである。

「体制転換後の年月に、ドイツでの契約労働者の約55%が、自営業を開始し、今日まで自立している。そして15%が失業しており、30%が被雇用者(正確な情報はこれまで挙げられていない)」(S.120)。なお、「このグループとベトナム“ボート・ピープル”(彼らはほとんどが1975年から1980年までの間、西ドイツに来て、旧連邦共和国に定住している人たちである)を比較した場合、上記の数字はほとんどひっくり返る。つまり、(かつてのボート・ピープル)グループは約15%が自営業で、55%が被雇用者、そして30%が失業者である」(S.120)。

(元)契約労働者たちの就いている職種については、クエンはあくまでも自分の経験に基づいた概算であると限定した上で、下記のような分布にあるという。

レストラン業 (インビス、レストラン)	45%
小規模商業と大規模商業 (衣料、花、食料、新聞、ロットー)	35%
輸出・輸入業	5~10%
サービス業 (賃金・会計事務所、通訳・翻訳、旅行事務、保険事務)	5~10% (S.121)

また近年の傾向として、第一に、これまでの営業地域が旧DDR地域であったが、大きな商業チェーンも生まれ、それが西ドイツ側にも進出し始めたこと、第二に、ベトナムへ投資する動きが出始めたこと、第三に新しい業種、つまり上記のベトナム人を対象としたサービス業が生まれていることなどが挙げられている。

ただし体制転換期から続く主要な特徴かつ問題として、第一に「多くの会社や営業所は、今日まで家族経営、小規模経営として動いている。そうであってのみ、家族の収入が確保されうる。というのも家族経営は労働時間の規制を守らなくていいからである。このことは労働時間の延長と、部分的には自己搾取的な労働時間となる。それは確かに経済的生計を確実なものにするが、普通の家族生活を許さなくする」(S.123)。第二に「大きな(労力)投入にも関わらず、会社や営業所の多くの全収入は、比較的少なく、基本的生計を保障するだけである。私の見積もりによれば、平均的な稼ぎは、自営業者の場合、約2,000ユーロであり、それは同時に世帯収入すべてを意味する。この全

収入は、全体として低く、基本的生計を保障はするものの、多くのドイツ人家族においては普通の、社会的保障や消費を許すほどのものではない」(S.123)。

それらの特徴・問題は、これまた体制転換期から続くドイツ社会との間にある壁、またそれに関連する第一世代のドイツ語力の不足、そして事業経営の基礎知識の不足に帰因する。そしてこれがドイツにおける(元)契約労働者家族の将来への展望を狭めているという。

最後に彼は、こうした諸問題への対策として、いくつかの提言をしている。第一に、政治邸・社会的制度上の支援、第二に自営のための経済専門会議の組織化、第三に次世代のための施策や教育の場の提供と文化交流、である。

### ベトナム人(元)契約労働者たちの社会統合

フォン・コラート論文「ディエン・ホン協会－ロストックにおける自己救済と統合活動」は、同協会を通じたベトナム人(元)契約労働者家族の社会統合について論じている。彼女は1981年に契約労働者としてDDRに来て、DDR崩壊後はディエン・ホン協会幹部として、またベトナム人のための社会アドバイザーとして活動している。

1992年8月、ロストック市リヒテンハーゲン地区に仮住まいの庇護権申請者と、そこに長らく住んでいるベトナム人が住む集合住宅(ゾネンブルーメンハウス=外壁にひまわりの絵)に、2日間にわたって排外的な投石・放火攻撃がなされた。この事件は、DDR崩壊後の東ドイツにおける外国人敵視を象徴する出来事だった。現在でも区切りの年には政府主導で記念式典が当地で催されている。この事件をきっかけに、ディエン・ホン協会がロストックで設立された。本論文は、ベトナム人の社会統合のための団体としてモデル・ケースとなったこの協会の設立経過と活動内容が紹介されている。ロストック・リヒテンハーゲン事件に関しては、本論文での記述よりも、その後に置かれているコリンスキー第二論文の方が生々しい。コリンスキーは当時現場に居合わせた外国人問題委員ヴォルフガング・リッター氏の証言を掲載し、その様子を伝えている。

リヒテンハーゲンでの事件後、設立されたディエン・ホン協会は、行政の支援も受けたその社会統合活動によってドイツ連邦から、あるいはEUから賞を得ている。本論文ではその主要な活動を紹介している。すなわち、ドイツ人・ベトナム人の出会いの場の設置、青少年活動、XENOSプロジェクト(外国人の社会統合活動)、一般的・政治的生涯教育、移民統合部門サービス、職業上の資格付与ネットワーク、移民女性援助などである。

ロストックには1980年代、ベトナム人契約労働者が約2,000人いた。DDR崩壊後、多くの者が帰国したり、ロストックを出て行き、2003年末時点で845人のベトナム人が住んでいる。ディエン・ホン協会は、このベトナム人を対象に、「協会設立のはじめから、ベトナム人の滞在権のために力を尽くすことが重要なことだった。言語・仕



事・社交の諸問題の克服と、当局との複雑なジャングルでうまくやること、これらがさらに続く。あとからやってきた家族メンバーのサポートは、常にディエン・ホン協会の重要な任務」(S.134)であり、とりわけ「出会いの場は、統合問題の解決のために決定的な貢献をしている。それはさらに自己実現と自己確認のためのチャンスを提供している」(S.134)。

このようなディエン・ホン協会のような、ドイツ人や他の移民たちとの共生を目指した団体の形成以外にも、ベトナム人の自主的なグループ、ネットワークが数多くある。カリン・ヴァイスの第二論文「エスニック・ネットワークにおける自己救済の構造体」は、ドイツの体制転換期に生まれた諸団体について考察するものである。

彼女は本論文の中で「ベトナム人契約労働者の中での、エスニック・ネットワークと自己救済の構造が、どのように形成されたかという問題、それがどのような機能を持ったか、そしてそれがどのようにDDR時代、体制転換期、その後の時期から最終的な在留権規則の時期までにおける非常に異なった生活諸条件や枠組み諸条件に、そしてまた現在の連邦共和国の諸条件に、いかに適応してきたのか、こうした問題に取り組む」(S.137)。ここで論文のタイトルは「エスニック・ネットワークにおける自己救済の構造体」なのに対して、本文では「エスニック・ネットワークと自己救済の構造体」となっていることに注意してもらいたい。カリン・ヴァイスの本論文の意図からすると、後者の表現の方が適切である。というのも、彼女は本論の中で、「エスニック・ネットワーク」と「自己救済の構造体」を分けて論じているからである。なお、"Strukturen der Selbsthilfe" を、「自己救済の構造体」などと難しく訳すことは良くないと思うのだが、ここで使われる Strukturen は文脈からして組織あるいは組織のようなもの（ネットワークなど）を表している。

まずエスニック・ネットワークについて。DDR時代にはベトナム人契約労働者の中で「日常的な監視にも関わらず、機能するエスニック・ネットワークが生まれた。それは規則やコントロールをかいくぐり、社会的な目的や経済的目的をもつものだった。そしてさらに地域を越えた構造体となった。…エスニックな構造体は、その場合まずは、相互の助け合いと支援によって、副業を可能にするために役立った。…例えば、寄宿舎ではジーンズが縫われ、都市の街路で売られた。これらの行為は、当然ながら、公的には認められていないにも関わらず、衣料品製作は大っぴらに注文を受け、一部はDDR当局の面前で行なわれた。寄宿舎への集団的居住は、こうした生産と商売に好都合だった。というのもそこではお互いが守り合い支え合っていたからである」(SS. 139-14.)。同時に「これと並んで、エスニックなネットワークは、公式的には友好関係や連帯の表明が繰り返し行なわれていたけれども、実際には存在したドイツ人住民の拒否的な反応に対する保護を提供した」(S.140)。

さらに体制転換期からその後、ほとんどのベトナム人契約労働者が突然解雇され生存すら不安定な状態に陥ると同時に、とりわけ1997年に彼らの在留権取得諸条件が明

確化するまでの身分上の不安定な時期、このエスニック・ネットワークは自己防衛・相互扶助の役割を果たした。「体制転換後の、この非常に不都合な事情の下で、行商や小規模のインビス屋台などの合法的な方法で、生き延びようとした。これらの商売の存在にとって、DDR で発展したエスニックなネットワークが、その中心点だった」(S.142) ののである。また自己防衛の役割は、生活上の事柄のためだけではなく、急速にわき起こったドイツにおける外国人敵視に対するものでもあった。

そして1997年以降の現在においても、「かつての契約労働者たちのほとんどは、今日、今までと変わらず、小規模経営や商売に従事しており、家族経営で働き、エスニック・コミュニティと密接に結びついた経済構造の中にいる。そうした構造は、少なくともより大きな都市において、ベトナム人たちの社会的生活を規定している」(S.145)。

しかしカリン・ヴァイスはこのエスニック・ネットワークを全面的に評価するわけではない。控えめながら次のような指摘がされている。「かつての契約労働者たちは、自分自身の方を向いていて *waren auf sich selbst verwiesen*、エスニック・ネットワークは救援と保護を提供するだけだった」(S.143)。これは彼女の第一論文でも言及されていた。

体制転換期に、このエスニック・ネットワークと並んで、自己利害と外国人敵視からの自己防衛のために、新たな性質の団体が生まれた。これが本論文の直前に配置されたフォン・コラート論文で紹介されていたディエン・ホン協会である。このモデル・ケースを筆頭に旧東独諸州の諸都市で同様の組織が生まれる。「かつてのベトナム人契約労働者たちの最初の公然たる自己救済組織は、自己防衛のための方法、当時可能であった唯一の収入源の商売や小経営にとって経済的に重要な構造体の構築のための方法、公然たる利害代表のための方法を提供し、またフォーマルな団体の設立によって、公的な援助手段を求める可能性を提供した」(S.143)。とりわけ重要なのが、この組織が滞在身分上不安定なベトナム人たちに法律相談や文化交流の役割を持ったことだ。「エスニックなコミュニティと並んで、あるいはその内部で形成された、組織的な協会は、自己防衛や、経済的構造の構築の支援と並んで、さらなる機能を受け持った。これらの協会は特に、滞在許可ないし労働許可の問題において、法律相談や支援を提供し、また初めて文化的センターを作り上げた」(S.144)。

こうした機能を持つためには、必然的にドイツ人の協力が必要となる。この点を彼女は特に強調する。「こうした協会設立のために、参加したドイツ人たちは、決定的意義を持っている。第一に、これは、新連邦諸州の外国人問題委員であり、彼らは大規模な無法行為のあと、以前よりも強力にベトナム人たちの利害を認識し、ともにそれを支持した。第二に、教会や活動的な私的個人といった他の支持者たちであり、彼らなしにはフォーマルな自己救済組織の設立は不可能だったろう。これらのドイツ人たちは、その場合、非常に重要な役割を持ったし、現在でも持っている。すなわち彼らはドイツ

文化とドイツの役所との間を仲介し、ドイツの規則や法律や役所の機能に関する専門知識は、協会にとって不可欠のものだった」(S.143)。

このベトナム人のみのエスニック・ネットワークと、ベトナム人とドイツ人が協力する協会組織は、現在に至るまで併存している。一方で、ベトナム人だけのエスニック・ネットワークは、形態を進化させており、例えばベルリンに作られたベトナム人経済センターのように、「利益志向であるが、エスニック・コミュニティの代表機関であるという自己理解とまったく一致している。経済センターは今日、ベルリンのベトナム人コミュニティのアクセスポイントである。それは文化的・コミュニケーション的に重要なセンターである。その役割は、経済的な状況に取ってだけでなく、社会的関係にとっても大きな意味を持っている。…しかし自己救済のもっぱらエスニックな同質的なかたちの、こうした諸形態が実行されればされるほど、ドイツ人＝ベトナム人の協会は利用されなくなるだろう」(S.147)。

他方、ドイツ人＝ベトナム人の協会も現在まで存在し、「協会は、出会いの場でありコミュニケーション・センターである。それは同時に部分的にはドイツ人のアドバイザーによって、ドイツ文化を仲介する交差点を形成している」(S.146)し、「今日、文化の担い手として、アドバイス・センターとして、諸文化間の交差点として高い意義を有している」(S.146)。しかし現在、この協会組織は困難も抱えている。「すべての協会とその担い手たちは、ますます財政的困難に苦しんでいる。1990年代初めの、外国人敵視を背景とした大規模な無法行為は、確かにコミュニン内の意識変革を招いた。それは比較的大きな支援、たとえば外国人問題委員などと結びついたものであった。それゆえ、協会と自由な担い手たちは、この時期には、比較的気前のいい公的な財政支援を当てにできた。しかし最近では、資金はきわめて限られてきた」(S.146)。とはいえ、「ベトナム人の統合支援を協会の任務であると見なすならば、これまでと同様の高い需要はないだろう、というわけにはいかない」(S.147)。

このように述べて、カリン・ヴァイスはドイツ人＝ベトナム人の協会の役割の方に力点を置きながら、現状における困難にもかかわらず、その存続の必要性を指摘する。なぜなら、彼女によれば、ドイツのベトナム人は年老いたら祖国へ帰ろうと考えているものがほとんどだが、第二世代も成長している現在、それは「幻想」であるという。そうであるなら、ドイツ社会との統合が必要なのであり、エスニックの枠を超えた、新たなアイデンティティの形成のため、開かれた協会の意義は大きいというのである。

もっとも彼女は、別の論文ではエスニック・ネットワークもドイツ＝ベトナムの国家間あるいは企業間関係において、その関係を橋渡しするという点においてはその役割を高く評価している (Karin Weiss: "Vietnam: Netzwerke zwischen Sozialismus und Kapitalismus", URL: <http://www.bpb.de/apuz/28970/vietnam-netzwerke-zwischen-sozialismus-und-kapitalismus>)。

このドイツ人＝ベトナム人協会の形成と存続をドイツ人の側から支えてきたのが、

ドイツ人の外国人問題委員である。エヴァ・コリンスキー第二論文「助言なしの状態の終わり－東ドイツの外国人問題委員－」は、この外国人問題委員の誕生とその活動の経緯を取り扱っている。

DDR時代、契約労働者たちのために、同国人のグループ・リーダーと、ドイツ人の世話人がいた。その役割は、基本的には契約労働者たちの監視・コントロールにあった。1989年以降の体制転換期に、外国人契約労働者たちは生存上・滞在権上の不安定で困難な状況に突如陥った。そこで自治体は、それまで契約労働者と関わりのあった協会関係者や個人に外国人問題を取り扱うことを委任した。それが外国人問題委員である。「DDR時代にまだ自治体レベルで外国人問題委員が活動していたところでは、その時々の方卓会議のイニシアティブで彼らの指名が復活した。その場合、職務担当者として自治体行政は、新しい職位の内容を満たすこと、協力者の職を任命すること、どのように外国人問題活動を見なすべきかを定めること、これらが任された」(S.153)。とはいえ、どの自治体でもこの職が身分上同じではなかったし、自治体の支援のあり方も異なっていた。

本論文では、この外国人問題委員の誕生と活動の実例として、ライプツィヒ、マグデブルク、ケムニッツ、ワイマール、ロストックを取り上げて論じている。たとえば、マグデブルクの場合は、この職位が不安定なままに位置づけられたため、その活動はむしろ教会関係団体が担っていた。逆に、ロストックでは市の財政支援も受け、着実な組織活動を展開した。とりわけロストックに関しては、その活動やリヒテンハーゲン事件について、そのときベトナム人たちとともにいた外国人問題委員のヴォルフガング・リッターの証言を引用し、ディエン・ホン協会立ち上げに際してそのイニシアティブを取った経緯を詳細に論じている。

「2004年の夏、外国人問題委員という職名が「移民のための統合問題委員」に変更された。その仕事の範囲は、外国人市民と並んで、ロシア語圏からの後期移民者 Spätaussiedler も該当するようになった」(S.161)。また実質的にも、「在留権と自立化の確立によって、ベトナム人の間では正常化がはっきり認められるようになった。そこでまだ問題となるのは、社会と家族における日常を維持することである。在留の枠組み条件が今日はっきりと確定したので、外国人問題委員には現在あまり活動領域が残っていない」(S.164)。

コリンスキーは、このように外国人問題委員の役割は現在すでに小さくなっているが、「安定した在留という点で彼らが期待するのは、現存する統合の期待を実行することである。その場合、外国人問題委員によって、言語知識の不足と、インフォーマルなコンタクトの不足が、統合の心構えの欠如の証左であると、ますます見なされるようになっていく」(S.165)と述べて、カリン・ヴァイスと意見を共有している。

最後の論文ハイ・ブルムの「ポツダムの女性協会ソン・ホン」は、いたって短いもので、タイトル通り、ポツダムに住む300人超のベトナム人の中の、女性組織であるソ

ン・ホン (Song Hong) 協会の紹介をしている。2004年に設立された比較的新しいこの協会は、「故国の良い習慣、慣習や伝統を守り、同時にドイツを学び、身につける」(S.167)ことを目的として様々な催し物を実施している。そしてとりわけ、「2004年の12月には、ソン・ホン協会は、ベトナム戦争中のアメリカによる「枯れ葉剤」攻撃の犠牲者の支援募金活動が呼びかけられ、ポツダム、ベルリン、その周辺の地のベトナム市民たちの盛んな参加を得た。将来、われわれはこうした活動によって、またポツダムとその周辺のドイツ人市民にも歩み寄るつもりである」(S.168)と、その将来の方向を明らかにしている。

以上、『ニッチでの成果?』序文を含む11本の論文を全て紹介した。「ドイツにおけるベトナム人(DDRの契約労働者)」の存在そのものがニッチであるが、彼らの現在に至る存在は、DDRから体制転換期を経た現在までの、ドイツにおける体制に関わる問題から、外国人の社会統合に関わる問題まで、多くの本質的問題を体現している。また彼らがいかにエスニック・ネットワークとドイツ人との協同アソシエーションによって生存を確保してきたか、社会関係資本の具体的事例として明らかにする一つの手がかりとして本書を紹介した。今後、さらに資料調査と実態調査を経て、このテーマを豊富化していきたい。